

「資本関係等のある会社等調書」記入要領

1. 提出が必要な方

山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する会社等間（「工事」、「測量・建設コンサル等」、「物品・業務委託」の登録単位）において、以下の「3」、「4」に示す一定の資本関係又は人的関係がある場合は提出してください。

2. 調書の目的等

- ① 名簿登載者間における一定の資本関係又は人的関係を把握するため。
- ② 当該会社等調書においては、主に次の事項を記入することとしています。
 - ・申請者の親会社等に関する事項(商号名称等)
 - ・申請者の子会社等に関する事項(商号名称)
 - ・親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある会社等に関する事項(商号名称)
 - ・申請者の役員等の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の商号名称等)
 - ・申請者の役員等の血族等が役員等を務める会社等に関する事項(役職、氏名、血族等が役員等を務める会社等の商号名称、当該役員等との関係等)

※ 申請書類に虚偽の記入をしたり、又は重要な事実の記入をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該会社等調書を作成してください。

3. 資本関係の基準

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 親会社等と子会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

※ ただし、子会社等又は子会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものは除く。

※ 親会社「等」は、組合及び個人を含む。子会社「等」は、組合を含む。

4. 人的関係の基準

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ④ 一方の会社等の役員等が、他方の会社等の役員等と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある場合

※ ①については、会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。

5. 本様式に記入する事項の定義等

① 親会社等、子会社等の定義

・会社法に規定する親会社等・子会社等

第2条第3号 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令^{※1}で定めるものをいう。

第2条第3号の2 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令^{※2}で定めるもの

第2条第4号 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令^{※1}で定めるものをいう。

第2条第4号の2 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

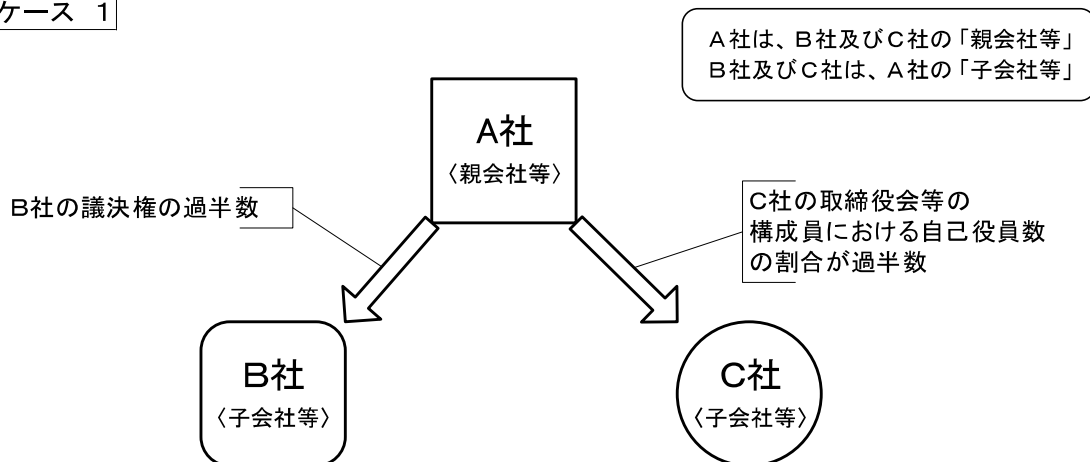
イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令^{※2}で定めるもの

※1 会社法施行規則第3条

※2 会社法施行規則第3条の2

ケース 1

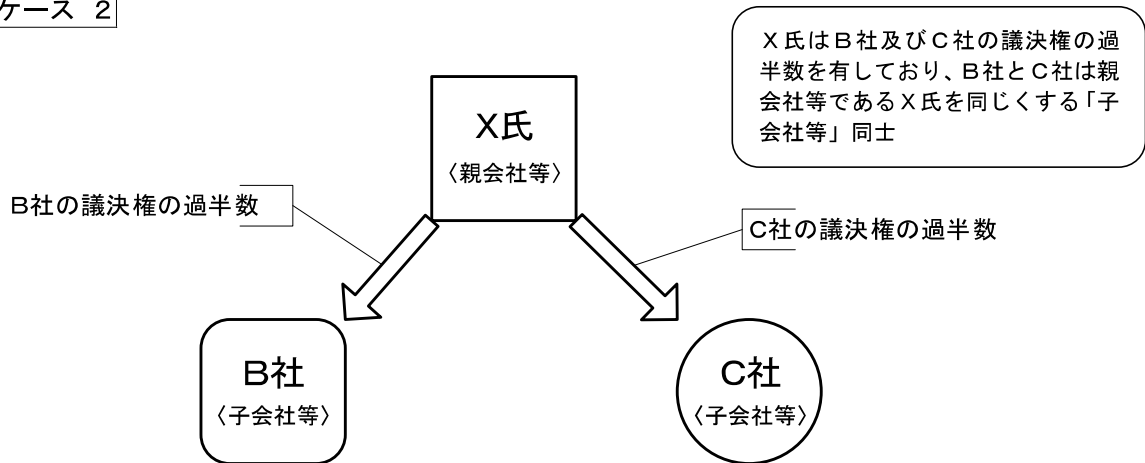


【会社等調書への記入】

- ・A社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社及びC社を記入します。
- ・B社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄にはC社を記入します。
(※親会社等(A社)を同じくする子会社等同士の関係にある会社としてC社を記入します。)
- ・C社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄にはB社を記入します。
(※親会社等(A社)を同じくする子会社等同士の関係にある会社としてB社を記入します。)

申請者	親会社等欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社	B社

ケース 2



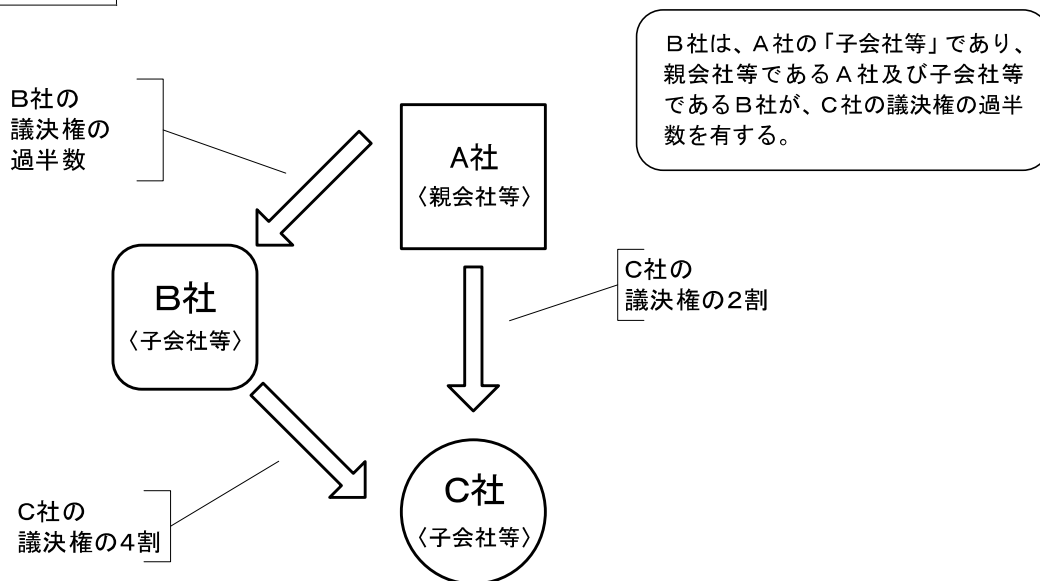
※X氏は個人で、山形市競争入札参加資格者名簿への登録希望がないものと仮定しています。

【会社等調書への記入】

- ・B社が申請する場合、会社等調書の子会社等欄にC社を記入します。
(※親会社等(X氏)を同じくする子会社等同士の関係にある会社としてC社を記入します。)
- ・C社が申請する場合、会社等調書の子会社等欄にB社を記入します。
(※親会社等(X氏)を同じくする子会社等同士の関係にある会社としてB社を記入します。)

申請者	親会社等欄	子会社等欄
B社	—	C社
C社	—	B社

ケース 3



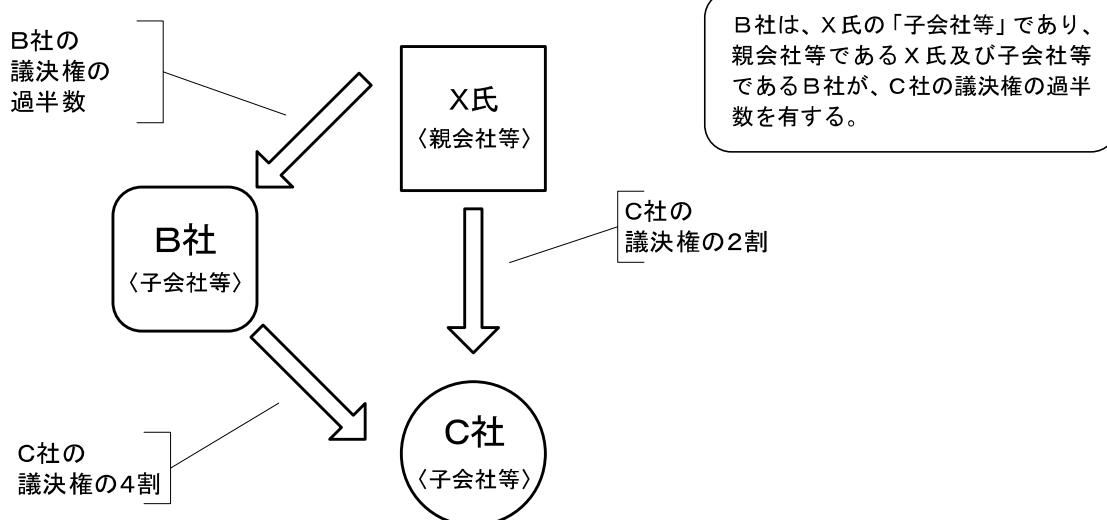
【会社等調書への記入】

- ・A社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社及びC社を記入します。

- ・B社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄にはC社を記入します。
(※親会社等(A社)を同じくする子会社等同士の関係にある会社としてC社を記入します。)
- ・C社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄にはB社を記入します。
(※親会社等(A社)を同じくする子会社等同士の関係にある会社としてB社を記入します。)

申請者	親会社等欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社	B社

ケース 4



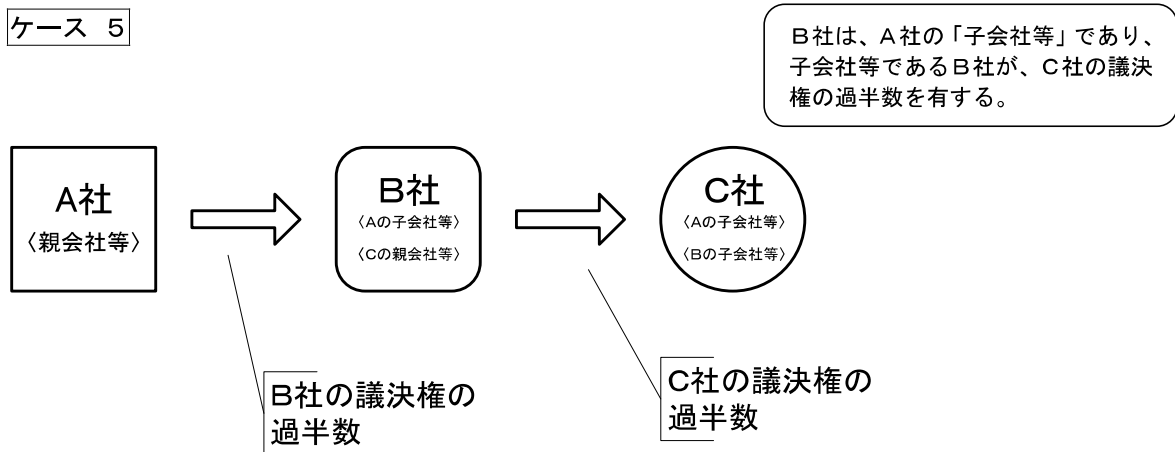
※X氏は個人で、山形市競争入札参加資格者名簿への登録希望がないものと仮定しています。

【会社等調書への記入】

- ・B社が申請する場合、会社等調書の子会社等欄にC社を記入します。
(※親会社等(X氏)を同じくする子会社等同士の関係にある会社としてC社を記入します。)
- ・C社が申請する場合、会社等調書の子会社等欄にB社を記入します。
(※親会社等(X氏)を同じくする子会社等同士の関係にある会社としてB社を記入します。)

申請者	親会社等欄	子会社等欄
B社	—	C社
C社	—	B社

ケース 5



【会社等調書への記入】

- ・A社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社及びC社を記入します。（※全ての子会社等を記入します。）
- ・B社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄にはC社を記入します。
- ・C社が申請する場合、会社等調書の親会社等の欄にはA社及びB社を記入し、子会社等欄には何も記入しません。

申請者	親会社等欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

その他のケース

※上記ケース以外に他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約が存在する場合等、会社法第2条第3号の2及び第4号の2の親会社等・子会社等があれば、記入してください。

② 役員等の定義

- 1) 株式会社の取締役(代表取締役を含む)。ただし、次に掲げる者を除く。
- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役(代表執行役を含む)
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- 6) 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

※申請者における役職及び他の名簿登録希望者における役職の両方が上記に該当する場合のみ、会社等調書提出の対象となります。対象となる役員等のみ、会社等調書に記入してください。

※「監査役」、「執行役員」などは役員等に該当しないため、記入しないこと。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

③ 血族・姻族の定義

- ・血族／父母、子、兄弟姉妹
- ・姻族／配偶者

※申請者における役員等(②役員等の定義)が、他の名簿登録希望者における役員等(②役員等の定義)と夫婦、親子又は兄弟姉妹の場合のみ、会社等調書提出の対象となります。対象となる役員等のみ、会社等調書に記入してください。

※血族は「父母」、「子」及び「兄弟姉妹」、姻族は「配偶者」のみ、会社等調書提出の対象となります。

6. 記入の要領について

※本表は、申請日現在で作成すること。

項目	記入要領
受付番号・業者番号	記入不要(調書の網掛け部分は記入不要です。)
商号又は名称	○ 申請者の商号又は名称を記入します。 ※ 左詰めで記入。 ※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。
◆ 親会社等	○ 申請者の親会社等について記入します。 ※ この場合の「親会社等」とは、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する親会社等とします。
業者番号	記入不要
本店電話番号 (代表)	○ 親会社等の本店(本社)電話番号を記入します。 ※ 市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないこと。
更生会社・再生 手続き中の会社 等	○ 当該親会社等が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社等(以下「再生手続き中の会社等」という。)である場合には、「○」印を付します。
商号又は名称	○ 親会社等の商号又は名称を記入します。 ※ 左詰めで記入。 ※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。
本店住所	○ 親会社等の本店(本社)住所を記入します。 ※ 左詰めで記入。
◆ 子会社等、親会社 等と同じくする子会 社等同士の関係に ある会社等	○ 申請者の子会社等、又は、親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある会社等(以下「子会社等」という。)について記入します。 ※ この場合の「子会社等」とは、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する子会社等とします。
業者番号	記入不要
商号又は名称	○ 子会社等の商号又は名称を記入します。 ※ 左詰めで記入。 ※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。

項目	記入要領
◆ 他の会社等の役員等を兼任している役員等に関する事項	<p>○ 申請者の役員等のうち、他の会社等の役員等を兼任している役員等(以下「兼任役員等」という。)について記入します。</p> <p>※ この場合の「他の会社等」とは、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する申請者(自社)以外の会社等とします。</p> <p>※ 申請者又は兼任先の会社等が更生会社又は再生手続き中の会社等で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外であるため、記入しないこと。(ただし、当該会社等がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。)</p>
自社での役職名	<p>○ 兼任役員等の申請者(自社)における役職名を記入します。</p> <p>※ 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「その他」のいずれかを記入。</p> <p>※ 役員等の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入。</p> <p>例)代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」</p> <p>※ 指名委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入してください。</p> <p>※ 「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。</p> <p>※ 「監査役」、「執行役員」などは役員等に該当しないため、記入しない。</p> <p>※ 「理事」には理事長を含む。</p>
氏名	<p>○ 兼任役員等の氏名を記入します。</p> <p>※ 左詰めで記入。</p> <p>※ 姓と名との間は1文字あけること。</p>
業者番号	記入不要
商号又は名称	<p>○ 兼任役員等の兼任先の会社等の商号又は名称を記入します。</p> <p>※ 左詰めで記入。</p> <p>※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。</p>
兼任先での役職名	<p>○ 兼任役員等の兼任先における役職名を記入します。</p> <p>※ 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「その他」のいずれかを記入。</p> <p>※ 役員等の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入。</p> <p>例)代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」</p> <p>※ 指名委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入してください。</p> <p>※ 「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。</p> <p>※ 「監査役」、「執行役員」などは役員等に該当しないため、記入しない。</p> <p>※ 「理事」には理事長を含む。</p>

項目	記入要領
◆ 血族等が他の会社等の役員等を務める役員等に関する事項	<p>○ 申請者(自社)の役員等のうち、その役員等の血族又は姻族が他の会社等の役員等となっている役員等(以下「該当役員等」という。)について記入します。</p> <p>※ この場合の「他の会社等」とは、山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する申請者(自社)以外の会社等とします。</p>
自社での役職名	<p>○ 該当役員等の申請者(自社)における役職名を記入します。</p> <p>※ 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「その他」のいずれかを記入。</p> <p>※ 役員等の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入。</p> <p>例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」</p> <p>※ 指名委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入してください。</p> <p>※ 「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。</p> <p>※ 「監査役」、「執行役員」などは役員等に該当しないため、記入しない。</p> <p>※ 「理事」には理事長を含む。</p>
氏名	<p>○ 該当役員等の氏名を記入します。</p> <p>※ 左詰めで記入。</p> <p>※ 姓と名との間は1文字あけること。</p>
業者番号	記入不要
商号又は名称	<p>○ 該当役員等の血族等が役員等を務める会社等の商号又は名称を記入します。</p> <p>※ 左詰めで記入。</p> <p>※ 株式会社等法人の種類を表わす文字については、略号を用いないこと。</p>
血族等の役職名	<p>○ 該当役員等の血族等が役員等を務める会社等における当該血族等の役職名を記入します。</p> <p>※ 「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「その他」のいずれかを記入。</p> <p>※ 役員等の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入。</p> <p>例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」</p> <p>※ 指名委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入してください。</p> <p>※ 「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。</p> <p>※ 「監査役」、「執行役員」などは役員等に該当しないため、記入しない。</p> <p>※ 「理事」には理事長を含む。</p>
該当役員等との関係	<p>○ 他社で役員等を務める血族等の、該当役員等との関係を記入します。</p> <p>※ 血族は「父母」、「子」及び「兄弟姉妹」が、会社等調書提出の対象。</p> <p>※ 姻族は「配偶者」が、会社等調書提出の対象。</p>

<参考>

会社法施行規則

最終改正：令和6年3月27日号外法務省令第11号

(子会社及び親会社)

第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)

一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。))を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

4 法第三十五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用については、同条第一項の子会社を第二項の法第二条第四号に規定する株式会社とみなす。

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二に規定する法務省令で定めるものは、同号ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二に規定する法務省令で定めるものは、ある者(会社等であるものを除く。)が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)

一 他の会社等(次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

- イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
- ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
- ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。

- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- (4) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。

- (1) 自己(自然人であるものに限る。)
- (2) 自己の役員
- (3) 自己の業務を執行する社員
- (4) 自己の使用人
- (5) (2)から(4)までに掲げる者であつた者
- (6) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

受付番号(市が記入します)

業者番号(市が記入します)

1 0

商号又は名称 株式会社〇〇建設

資本関係等のある会社等調書(「建設工事」、「測量、建設コンサル」等)・「物品、業務委託」共通)

◆ 親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)

申請対象を「○」で囲みます。

1 業者番号(市が記入します) 1 0

本店電話番号(代表) 03 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

更生会社・再生手続中の会社等 商号又は名称 株式会社〇〇建設工業

本店住所 東京都〇〇区〇〇〇一丁目〇番〇号

申請者の親会社等について記入します。親会社等の商号又は名称を左詰めで記入してください。「株」等の略号は用いないこと。

2 業者番号(市が記入します) 1 親会社等の本店住所を左詰めで記入してください。

電話番号 * 調書の対象となる親会社等は山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する親会社等です。

更生会社・再生 当該親会社等が更生会社又は再生手続き中の

本店住所 会社等である場合には、「○」を記入。

◆ 子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社等)、親会社等と同じくする子会社等同一の関係にある会社等

業者番号(市が記入します)	商号又は名称
1	1 0
2	1 0
3	1 0
4	1 0
5	1 0

業者番号(市が記入します)	商号又は名称
6	1 0
7	1 0
8	1 0
9	1 0
10	1 0

申請者の子会社等又は親会社等と同じくする子会社等について記入します。
* 調書の対象となる子会社等は山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する子会社等です。

◆ 他の会社等の役員等を兼任している役員等に関する事項

兼任役員等		兼任先の会社等	
自社での役職名	氏名	業者番号(市が記入します)	商号又は名称
1 代表取締役	〇〇 〇〇	1 0	株式会社〇〇建設工業
2			
3			
4			
5			

申請者の役員等のうち、他の会社等の役員等を兼任している役員等について記入します。
* 調書の対象となる兼任先の会社等は山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する会社等(自社以外)です。

兼任先の会社等の商号又は名称を記入します。

兼任先での役職名
1 取締役
2
3
4
5

兼任先での役職を記入します。

◆ 血族等が他の会社等の役員等を務める役員等に関する事項

該当役員等		血族等が役員等を務める会社等(自社を除く)	
自社での役職名	氏名	業者番号(市が記入します)	商号又は名称
1 取締役	〇〇 〇〇	1 0	△△工業株式会社
2			
3			
4			
5			

申請者の役員等のうち、その役員等の血族又は姻族が他の会社等の役員等となっている役員等について記入します。
* 調書の対象となる血族等が役員等を務める会社等は山形市競争入札参加資格者名簿への登録を希望する会社等(自社以外)です。

血族等が役員等を務める会社等の商号又は名称を記入します。

血族等の役職名	該当役員等との関係
1 代表取締役	兄弟姉妹
2	
3	
4	
5	

血族等が役員等を務める会社等での当該血族等の役職を記入します。

血族・姻族の自社役員等との関係を記入します。

【留意事項】 1. 本調書は、申請日現在で作成すること。

2. 役職名には、「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、又は「その他」のいずれかを記載する。「監査役」、「執行役員」等は役員等に該当しない。

3. 「該当役員等との関係」欄には、血族の「父母」、「子」、「兄弟姉妹」、姻族の「配偶者」のいずれかを記載する。左記以外は、記載しない。